

京都市告示第 180 号

地方自治法第26.0条の2第11項の規定に基づき、平成16年1月13日付けで認可した南里町内会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月30日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
大澤 直人	内海 勉

2 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区醍醐柏森町2番地5	京都市伏見区醍醐槇ノ内町51番地の4

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)